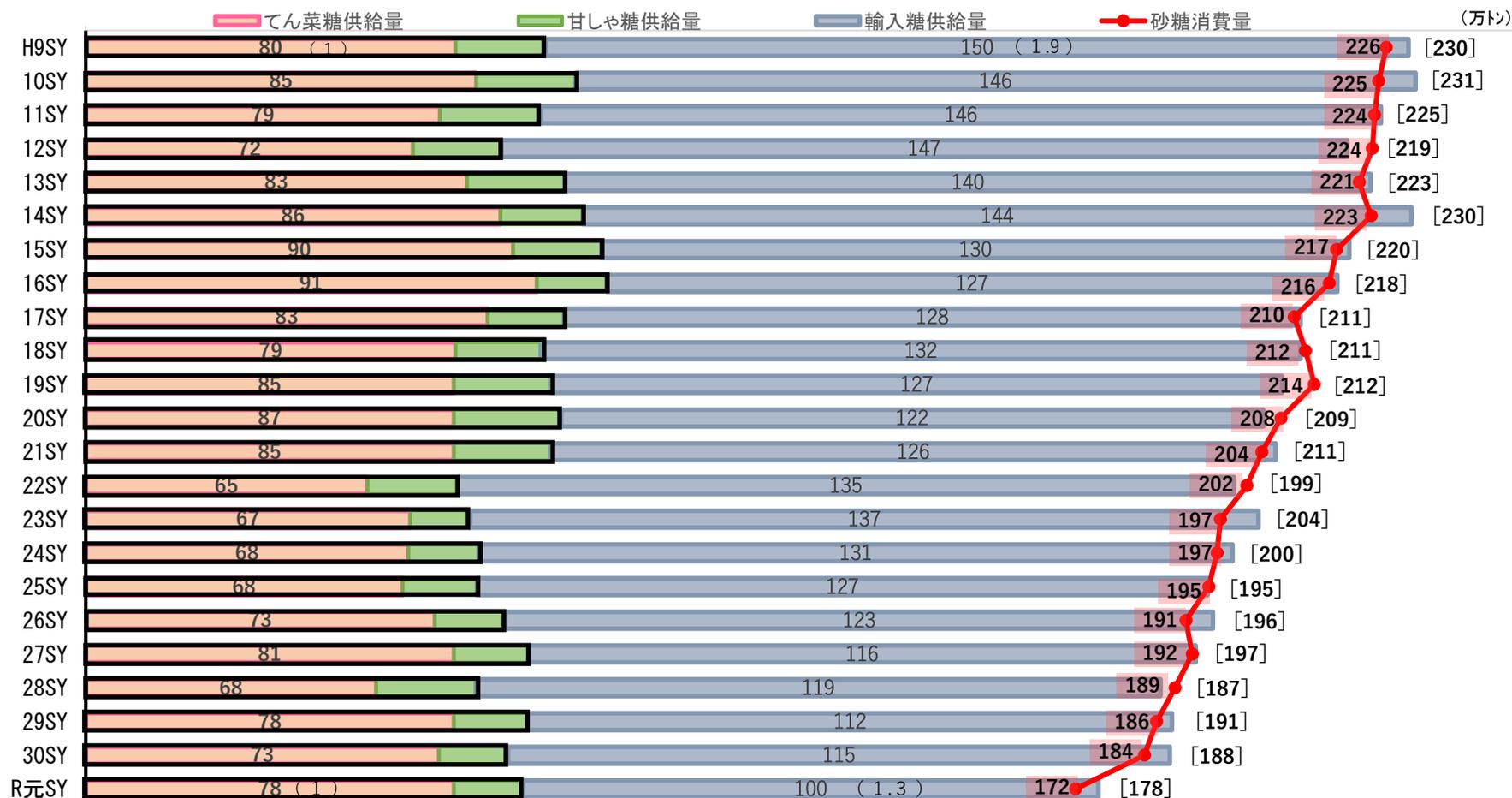


16. 国内産糖・輸入糖供給量等の推移

○平成9砂糖年度（SY）は、国内の砂糖消費量は約230万トンで、国内産糖と輸入糖が約1：1.9の割合であり、砂糖勘定の収支が均衡していた時期。

○しかし、砂糖消費量が年々減少して令和元砂糖年度は180万トン进行り込み、172万トンまで減少し、輸入糖は約100万トンまで減少。国内産糖と輸入糖の割合は約1：1.3となり、両者のシェア差が縮小。

○ 国内産糖・輸入糖供給量等の推移

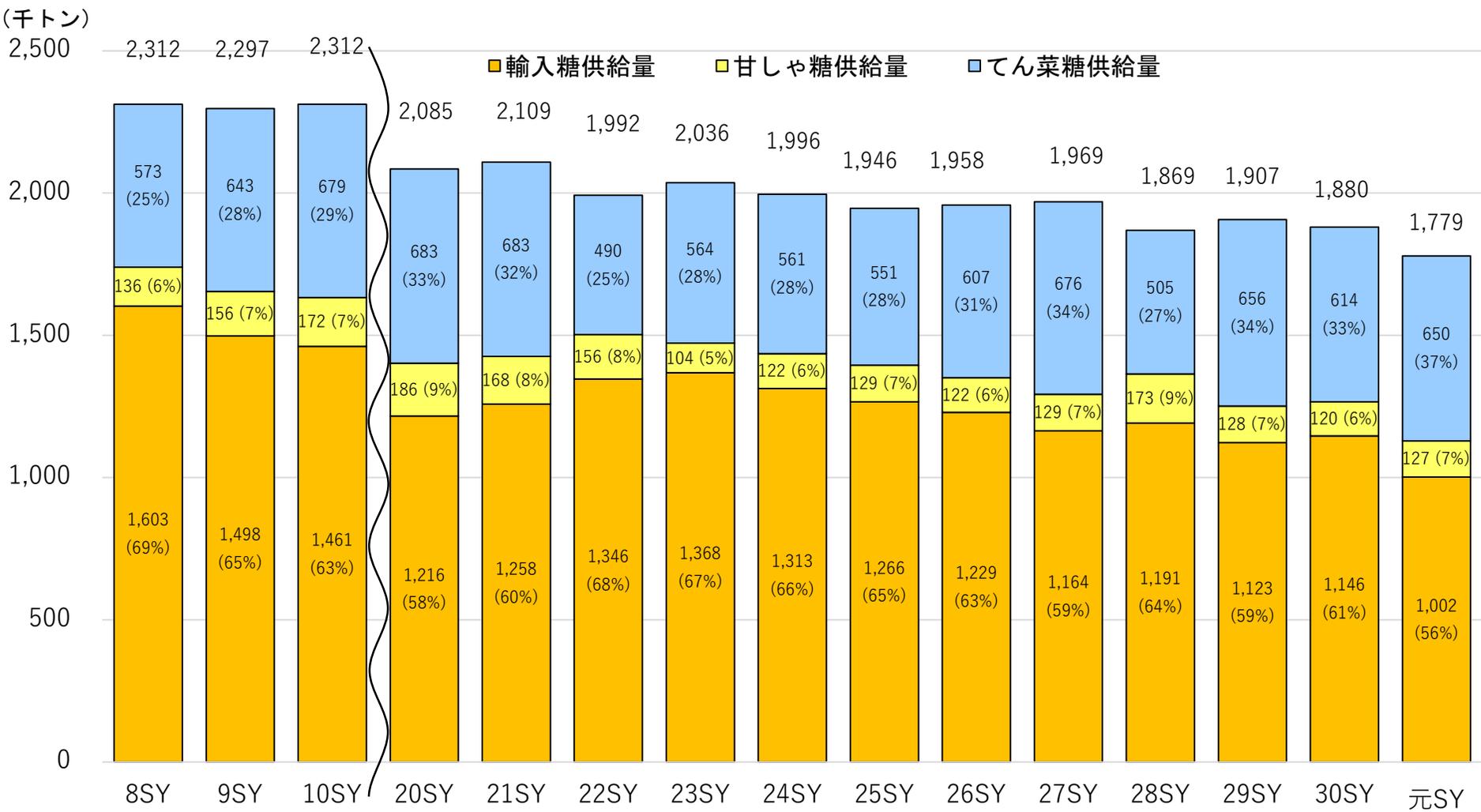


注1：「砂糖消費量」には、加糖調製品に含まれる砂糖は含まない。
 2：[]内は国内産糖供給量及び輸入糖供給量の合計。
 3：四捨五入の関係で合計額が一致しない場合がある。

17. 国内における砂糖供給量に占める国内産糖供給量の割合の推移

○輸入糖と国内産糖による砂糖供給量は砂糖需要の減少に伴い減り続けている一方、国内産糖供給量は、豊凶により増減はあるものの、一定水準の水準が維持されている。

○国内における砂糖供給量の減少は、輸入糖の減少で需給調整が行われており、近年てん菜糖の供給シェアが高まっている。



資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」 注：SYとは当該年の10月から翌年の9月までの期間。

18. 砂糖の需要拡大運動（「ありが糖運動」の取組）

- 砂糖の消費量については、近年、消費者の低甘味嗜好等を背景として、減少傾向で推移。
- このため農林水産省として平成30年10月から、総合的な情報発信サイトの開設、アンバサダーの任命等を通じて、砂糖に関する正しい知識の普及やインバウンド需要への対応等による砂糖の需要拡大を応援する「ありが糖運動」を展開。
- 菓子業界、飲食業界、さとうきび・てん菜生産関係者等による幅広い参画・協賛を呼びかけ、現在、14名の「ありが糖運動」アンバサダー、33団体、約260企業が参画。

◇「ありが糖運動」公式SNS等を通じた情報発信

- ・北海道スイーツフェアなど関係団体の取組紹介
- ・砂糖の原料や種類、効能など砂糖の豆知識
- ・さとうきび・てん菜の生育状況
- ・砂糖の魅力を体験・実験する動画
- など砂糖に関する情報を発信。



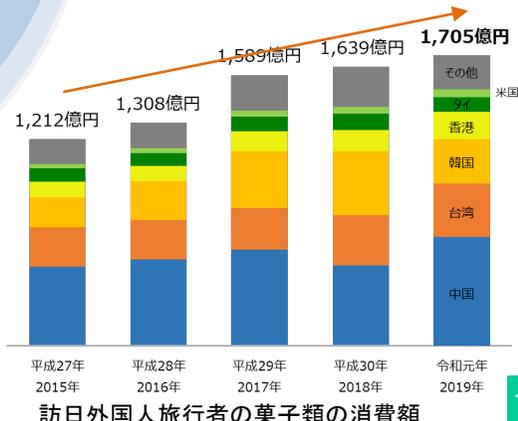
- 農水省HP内に砂糖・甘味に関する総合的な情報発信サイトの開設
- ・砂糖に関する基礎知識やスイーツに関する情報発信、日本の甘味に対する理解促進とインバウンド需要増大を図るための「スイーツ文化」の発信
- ・砂糖に関連する輸出や訪日外国人データ等の公表
- ・他団体の取組との連携強化 等
- 「ありが糖運動」ロゴマークの制定や「ありが糖運動」公式SNS (Facebook、Twitter) の開設
- ・「ありが糖運動」ロゴマークの普及を通じた運動の認知拡大
- ・砂糖、スイーツに関する情報、関係団体・企業・「ありが糖運動」アンバサダー関連のイベントなどの情報発信 等

◇砂糖に関する基礎知識の普及

HP等を通じて砂糖の効果・効能など基礎知識を普及

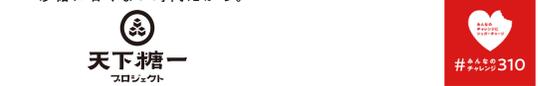


◇インバウンド向けの消費促進や輸出拡大を応援



◇関係者による主体的な取組を後押し

- JAグループ北海道 精糖工業会等
- <天下糖ープロジェクト> <シュガーチャージ推進協議会>



19. 砂糖の消費拡大に向けた取組

- 砂糖は菓子類、飲料、パン等幅広い食品の製造に必要な基礎原料であり、中でも菓子については原材料の約3割が仕向けられ、最大の砂糖の需要先。このため、砂糖の消費拡大に向けては菓子等による需要拡大が重要であり、海外マーケットの取り込みを含めた対応が求められる。特に、菓子のインバウンド需要は令和2年で約1,700億円（推計）となるなど訪日外国人旅行者の購入額は大きく、また菓子の輸出も将来的に増大が期待される。
- 菓子の輸出は令和元年に202億円、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、188億円（前年比▲6.7%）に留まったものの、中国や台湾における高級菓子等の需要が増大している状況。
- 輸出目標の達成に向け、令和3年度予算の中で、菓子、清涼飲料水を含む加工食品について、海外の規制・マーケット等の調査・分析、オールジャパンでの輸出に向けたプロジェクト形成等を推進。

○ 菓子の輸出額目標

国名※	令和元年実績	令和7年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
香港、中国、米国など	202億円	465億円	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドを活用し、日本の菓子の美味しさ、美しさ、パッケージのかわいさといった強みを発信 ・輸出商品における食品添加物（天然色素）の使用規制の緩和（団体内で各国添加物使用規制の情報共有と対応策の検討） ・キャンデー、チョコレート、ビスケット等の輸出向け商品ラインの整備、包装技術（賞味期限の長期化等）・新商品の開発 ・日系の小売業者を通じた販売 ・現地の手・中小小売店、コンビニ等と連携した試験販売・PR

※ 当該品目における主な輸出ターゲット国・地域

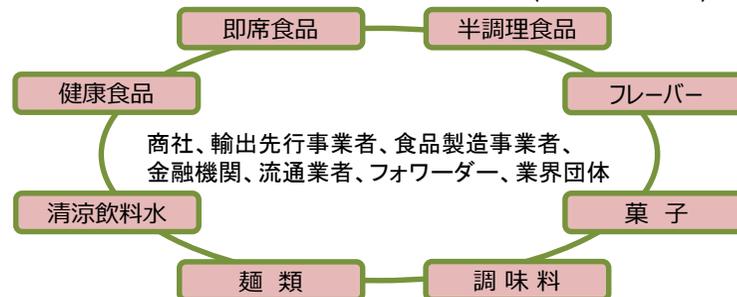
○ 菓子の国・地域別内訳（令和2年）

	国名	輸出額(量)	輸出額前年比	輸出額構成比
1	中華人民共和国	51.4億円 (3,251トン)	22.0%	27.3%
2	香港	50.2億円 (3,537トン)	▲ 14.4%	26.7%
3	台湾	24.6億円 (1,835トン)	12.3%	13.1%
4	アメリカ合衆国	20.4億円 (1,517トン)	▲ 19.4%	10.8%
-	その他	35.7億円 (2,936トン)	▲ 22.4%	19.0%
-	世界	188.1億円 (13,503トン)	▲ 6.7%	100.0%

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 加工食品の輸出強化への支援

・加工食品のうち、今後輸出増大が見込まれる菓子、清涼飲料水等の8分野について、分野ごとに分科会を設け、国毎に規制、マーケティング、嗜好等の輸出の実現に係る課題を調査・分析等に係る経費を支援。(13億円の内数)



○ 菓子メーカーの事例（GFP※を活用し輸出額が増加）

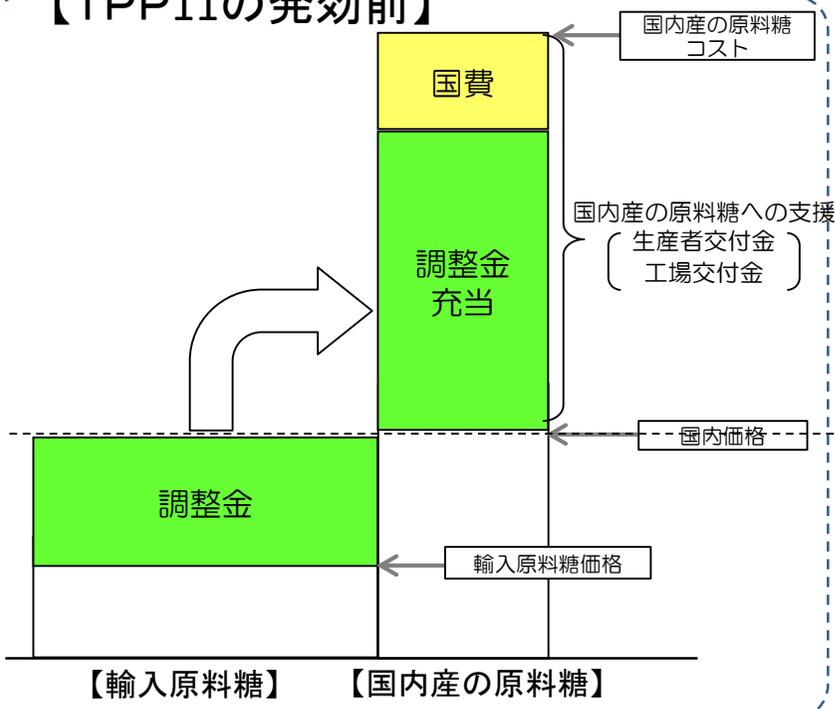
- ・北海道の菓子製造A社がGFPに参画し、GFPネットワークを活用することで、2年間で輸出額が43%アップ。
1,307万円（平成30年：GFP参画前） → 1,874万円（令和2年）
- ・サブレやクッキー等の焼き菓子が主な輸出商品。
- ・砂糖、小麦粉、乳の原材料はすべて北海道産にこだわる。

※GFPとは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称。農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトで、2030年までに輸出5兆円目標にも寄与。

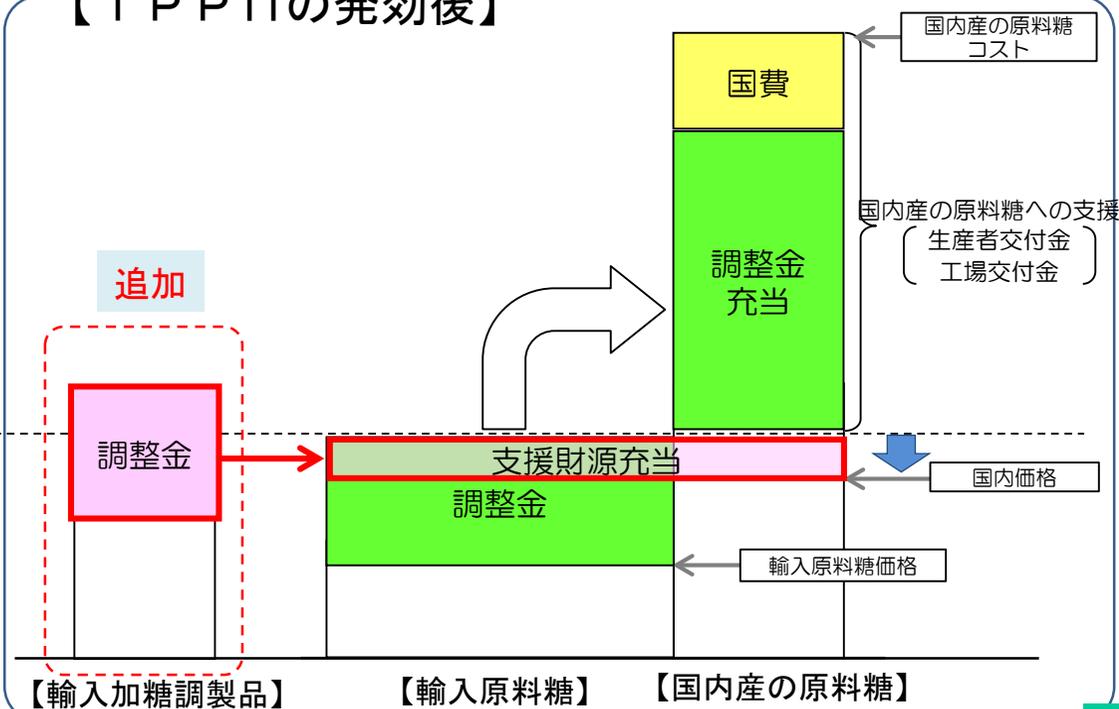
20. 加糖調製品の調整金徴収制度

- 糖価調整制度は、海外から輸入される原料糖と国内のさとうきび・てん菜を原料とする国内産の原料糖に大幅な内外価格差が生じる中で、その価格差を調整し、国内の甘味資源作物や、これを原料とする国内産の原料糖製造事業等の経営が成り立つようにすることで、国内への砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- 具体的には、海外からの安価な輸入原料糖から調整金を徴収することにより、輸入原料糖の価格が引き上げられる一方、甘味資源作物の生産者・国内産の原料糖製造事業者に対し、交付金を交付（図の緑色部分）することにより、国内産の原料糖の価格が引き下げられ、これらの措置により、両者の価格のバランスが図られ、国内において両者の価格は同水準（図の「国内価格」部分）となる。
- 平成29年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」において、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」と記載され、平成30年12月30日（TPP11の発効日）から、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを国内の砂糖の支援財源に充当すること等を通じて国内の砂糖※の競争力の強化（図の赤色部分）を図っているところ。

【TPP11の発効前】



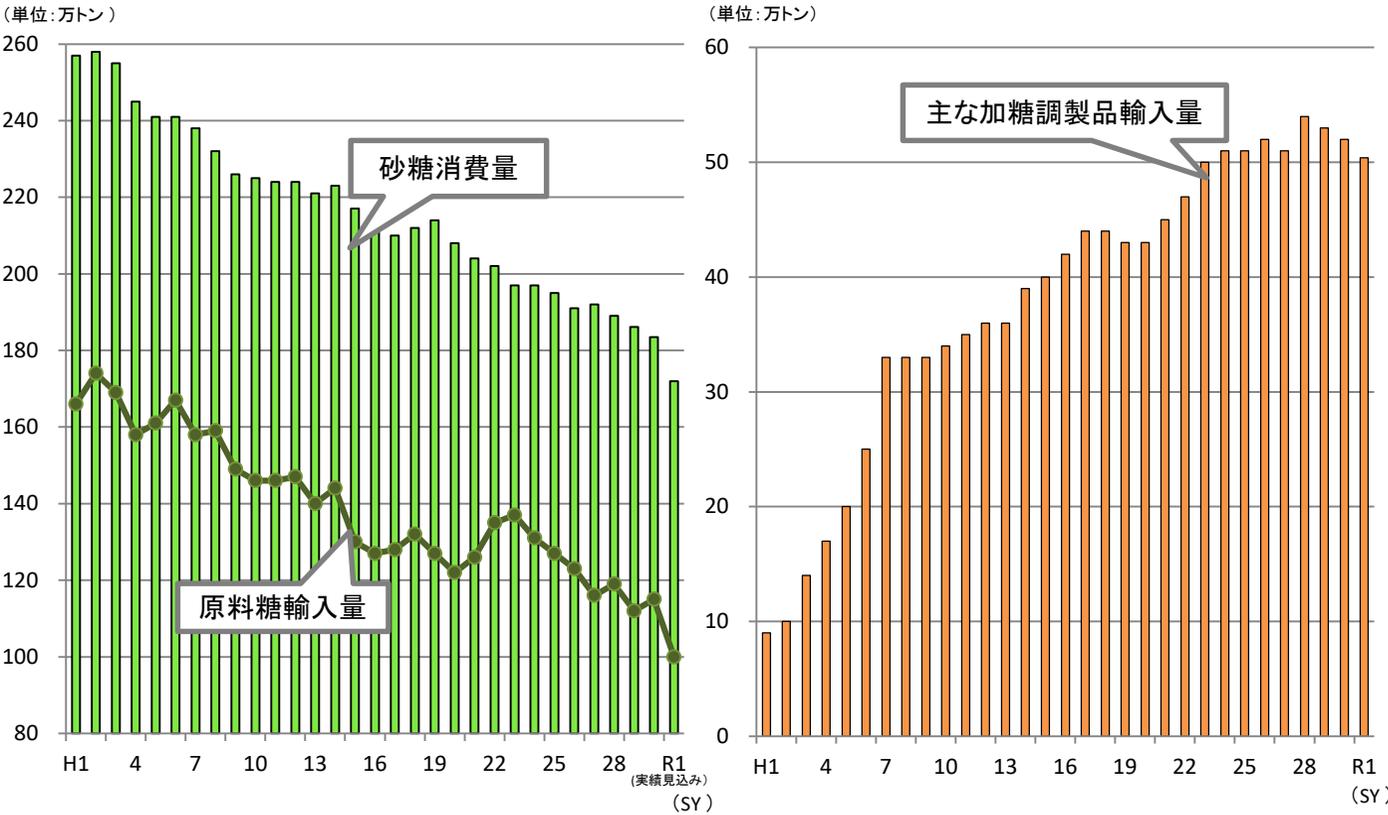
【TPP11の発効後】



※ 輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖

21. 砂糖及び加糖調製品の動向

- 砂糖とソルビトール等を混合した調製品の輸入が自由化された平成2年以降、安価な加糖調製品の輸入量は、大幅に増加し、国内の砂糖需要を代替。
- 直近の令和元砂糖年度では、主な加糖調製品（調整金徴収対象外ラインも含む）の輸入量は、約50万トンと対前年比4%減。

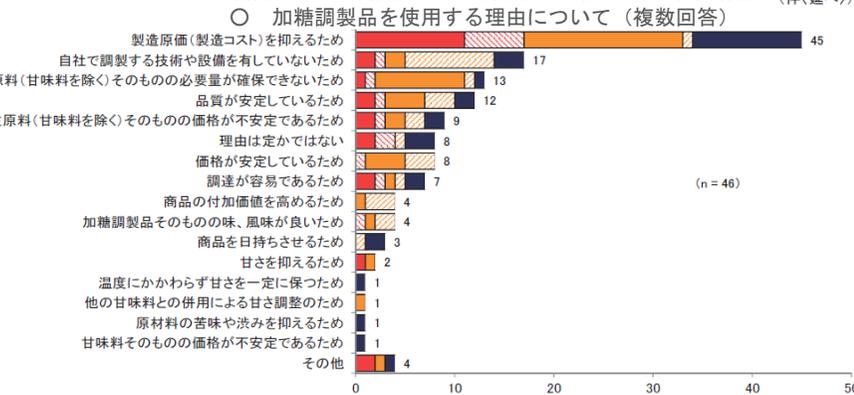
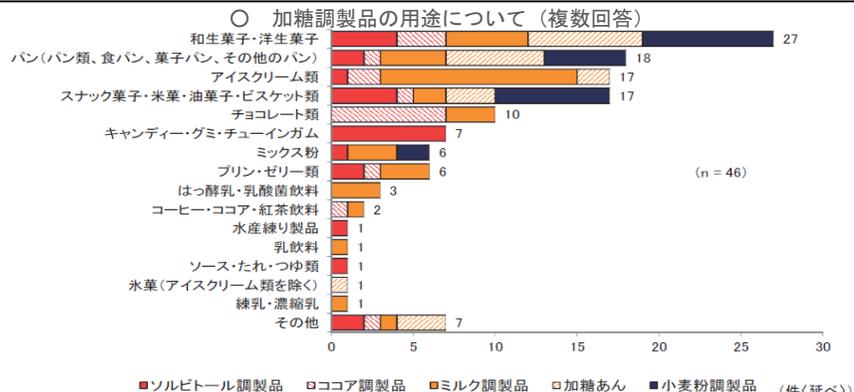


加糖調製品（調整金徴収対象）の概要				
種類	内容	用途	推計砂糖含有率	主な輸入先国
ココア調製品	ココア粉、カカオマス+砂糖等	チョコレート菓子、飲料等	87%	シンガポール、韓国、タイ
調製した豆	小豆、いんげん豆+砂糖等（加糖餡が主）	和菓子等	50%	中国、フィリピン、米国
コーヒー調製品	インスタントコーヒー+砂糖等	飲料、アメ菓子等	80%	韓国、フランス、マレーシア
粉乳調製品	全粉乳又は脱脂粉乳+砂糖等	コーヒー飲料、アイスクリーム等	65%	シンガポール、韓国、豪州
その他の調製品	ソルビトール+砂糖等	水産練り製品、菓子、佃煮等	80%	タイ、韓国、中国

出典：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」、財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成
注：砂糖年度とは、当該年の10月から翌年の9月までの期間。

22. 砂糖及び加糖調製品における需要構造の変化

- 加糖調製品の輸入が平成2年に自由化されて以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加。異性化糖の供給量は近年ほぼ横ばいである中、加糖調製品が需要シェアを大きく伸ばしており、これが国内の砂糖の需要と代替していることは明らか。（輸入加糖調製品の甘味全体に占めるシェア：3% → 17%、砂糖：76% → 57%）
- 特に、砂糖の最大の仕向先は菓子類（約26%）であり、輸入加糖調製品もその用途の大半が菓子類であり、砂糖と競合しており、代替関係が顕著。なお、異性化糖の菓子類への仕向割合（約2%）は低く、輸入加糖調製品が砂糖の需要を奪っていることで、需要シェアを年々拡大。
- また、加糖調製品の使用理由は、ほぼ全てのユーザーが製造原価（コスト）を抑えるためと回答。加糖調製品に含まれる砂糖と国内の砂糖との違いを消費者は認識できない中では、ユーザーにとっては価格のみが競争の源泉であり、加糖調製品の価格優位性は際立つ。これは、砂糖との強い代替関係を裏付けるもの。一方、国内の砂糖は品質が高いとされ、価格が下がれば使いたいというユーザーの声も存在。
- このように、中長期的にもコロナ禍の中でも輸入加糖調製品は砂糖との代替関係にあり、構造的に需要シェアを拡大している状況。特に、令和元砂糖年度は砂糖を含めた甘味需要の大幅減少となる中、国内の砂糖の需要量は対前年比約6%減、輸入加糖調製品の輸入量は対前年比約4%減となっており、安価な輸入加糖調製品の相対的な市場優位性は高まっている状況。

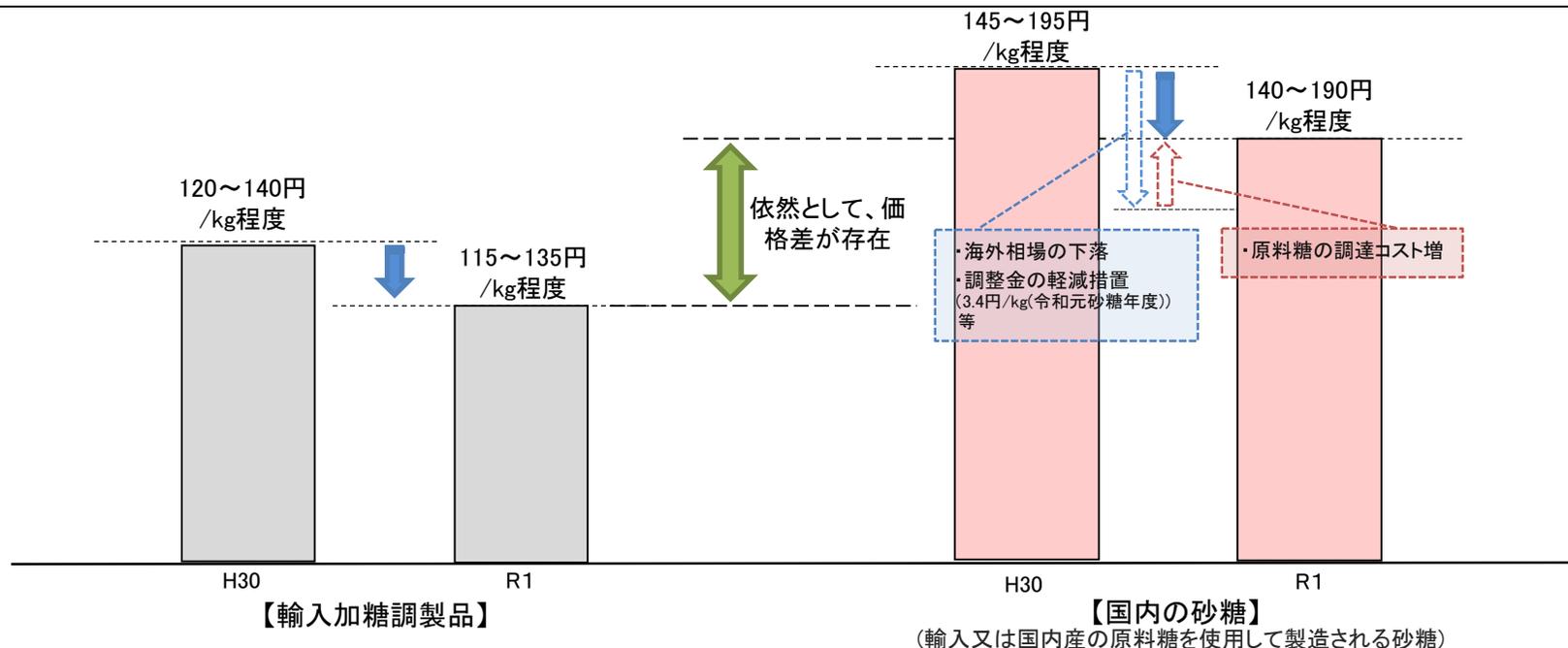


出典：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」、財務省「貿易統計」(SY(砂糖年度)とは、当該年の10月から翌年の9月までの期間)
注1：加糖調製品の数量は、製品ベースの数量。
注2：異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコーンスターチを原料としたぶどう糖と果糖が混合した液糖。主に清涼飲料の原料となる。
注3：四捨五入の関係で各項目の和が合計と一致しない場合がある。

出典：ALIC「食品メーカーにおける加糖調製品およびその他甘味料の利用形態」調査資料(H30年度)
注：加糖調製品を使用する企業46社への調査。図中の「n」は有効回答数を表す。

23. 輸入加糖調製品と国内の砂糖の価格差

- 低調な海外の原料糖相場を反映し、主要な輸入加糖調製品の令和元砂糖年度の取引価格は、昨年に比べ低下。
- 一方、国内の砂糖の取引価格は、アジア地域における需給ひっ迫を反映して付加される割増料金により原料糖の調達コストが高くなっている中であっても、取引価格は昨年に比べ低下。これは、海外の原料糖相場が下落したことに加え、加糖調製品からの調整金を原資とした輸入原料糖に係る調整金の軽減措置（令和元砂糖年度までは3.4円/kg）※等の効果によるものと考えている。
- このように、加糖調製品から調整金を徴収し、軽減措置を開始して以降、直近1年間では約62億円の加糖調製品調整金収入が得られており、これを原資として、国内の砂糖の取引価格を引き下げることを通じて、国内の砂糖と競合する加糖調製品との価格調整を行うとともに、消費者にも一定のメリットが生じている。
- しかしながら、輸入加糖調製品と国内の砂糖には、依然として大幅な価格差が生じており、TPP11税率の設定水準に応じて暫定税率を引き下げることにより、国際約束の範囲内で可能な限りの価格調整を措置し、国内の砂糖の競争力強化を図っていくことが必要。



出典: 加糖調製品の価格はALIC調べ(R2年9月、主な企業からの間取り)を基に農林水産省地域作物課作成。砂糖の価格は農林水産省地域作物課調べ(R2年9月)

注: 輸入加糖調製品は、主要な例としてソルビール調製品(含糖率80%程度)とした。

※軽減措置については、調整金収入の財源となる輸入加糖調製品の輸入量の減少等により、3.4円/kgの軽減の水準が過大となったため、令和2砂糖年度からは3.0円/kgとしている。

24. 輸入加糖調製品に係る関税改正要望の概要

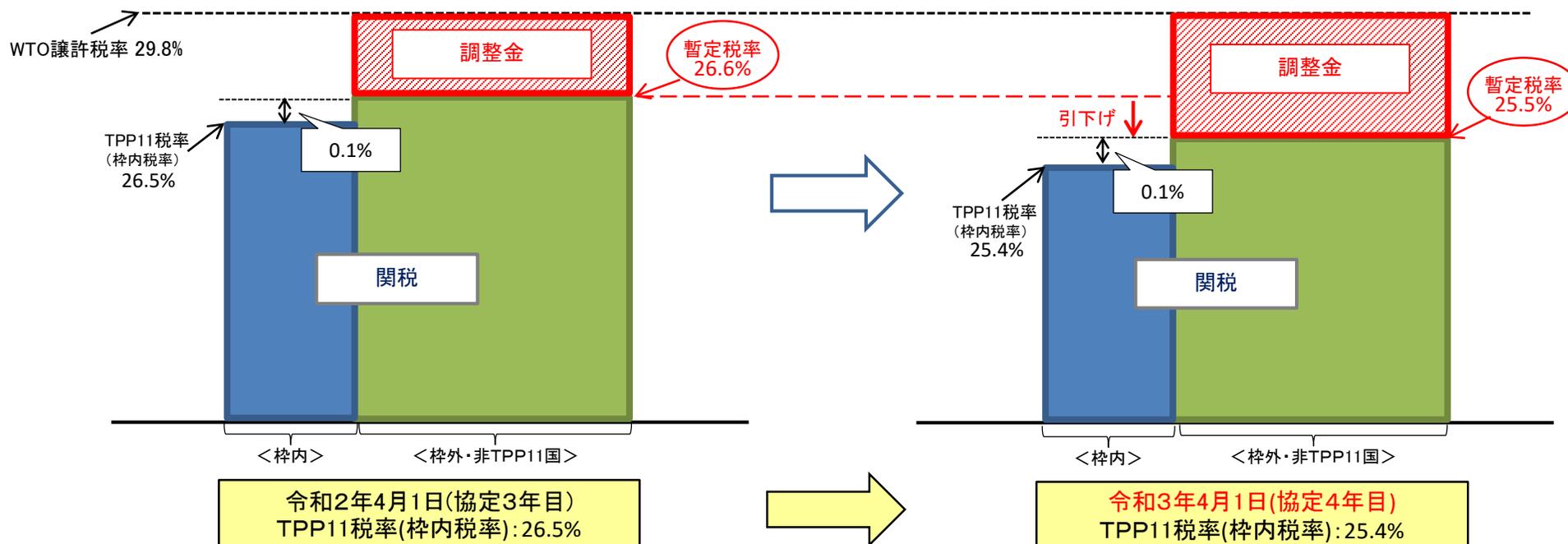
令和2年度改正の概要

- ◆ TPP11交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される輸入加糖調製品のうち6品目について、令和2年度のTPP11税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の14品目(枠内即時無税品目)について、暫定税率の延長を措置。

令和3年度改正の要望内容

- ◆ TPP11発効に伴い輸入加糖調製品から調整金を徴収することにより、実質的に国内の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として大幅な価格差が存在。
- ◆ このため、加糖調製品からの調整金収入を確保することにより、加糖調製品と国内の砂糖との価格差を縮小するため、令和3年度のTPP11税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。

【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】



25. 関税・外国為替等審議会 関税分科会での主な意見

主な意見(令和2年11月9日及び11月30日開催の関税分科会)

- ・ 糖価調整制度を堅持し、国内産糖の安定的な流通に加え、支援財源となる輸入原料糖の数量を確保する必要がある。また、国内産の砂糖と競合する加糖調製品の対策は引き続きしっかり講じられるべき。
- ・ 糖価調整制度は砂糖生産者の保護等の面で重要と思う一方で、この制度が近年額が伸びている菓子の輸出や、新たな産業の育成にどのような影響を与えるのかを考えるべき。
- ・ 砂糖全体の需要が減少しているのは構造的にかなり深刻な問題。このような制度をただ継続してだけでなく、根本的にどう解決していくかを価格や生産性を含め考えなければいけない時期ではないか。
- ・ 生産・製造コストの低減が調整金制度の要素として組み込まれているが、この制度を維持していくためにも、国内の砂糖の生産、製造の合理化を進めていかないと難しい。
- ・ 将来的に砂糖の生産農家がどうなっていくのか、その適正な水準をどのように考えているのかについても、この制度の必要性を判断する上で重要。
- ・ 砂糖の価格差を調整する制度ということは分かるが、説明を聞く中で消費者が不在ではないかという気がする。また、砂糖の取り過ぎによる健康への害についても議論に加えるべきではないか。
- ・ 砂糖の生産に関わる産業が、特に北と南で大事ならば、価格に関するもの以外で砂糖について他にどのような施策をとっているのか示してほしい。
- ・ 効率的な生産農家の生産を拡大してもらい国が補償する、つまり、より効率的な生産を実現するような形で政策を打つという考えがあるのではないか。
- ・ 将来に向かって限界地域、特に離島や国境地域での農業をどうしていくのか、安全保障を含めて農水省なりの担当部門でしっかりと議論、準備をしてほしい。
- ・ 関税や調整金について、どういった在り方で国内産業を保護していくのかというのは考えなくてはいけない問題。これからの砂糖産業も含めた農業全体の生産性の向上、国際競争力の強化という視点で政策効果の分析がなされるべき。また、消費者への正確な情報提供は大事であり、砂糖政策の透明性や公平性について、誰もが納得できるような制度にしてほしい。

26. 関税・外国為替等審議会での答申書

令和3年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和2年12月10日)(抜粋)

II. 令和3年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「T P P 11」という。）において、加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なT P P等関連政策大綱」（平成29年11月24日T P P等総合対策本部決定）に基づき、T P P 11発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

- ・ 糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていること
- ・ 加糖調製品と国産の砂糖に価格差が認められること
- ・ 国産の砂糖の需要量が減少する中においても加糖調製品の輸入量の減少幅は相対的に小さいこと
- ・ 甘味資源作物の生産費削減に努めていること
- ・ こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして、国内産糖への支援に充当する調整金を拡大する方針であること

等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち6品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調整金の拡大が可能となるよう、令和3年度のT P P 11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である。

また、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等について、農林水産省に検証を求めることが適当である。さらに、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組についても、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に説明を求めることが適当である。

27. 糖価調整制度をめぐる現状や関税・外国為替等審議会での意見・答申書を踏まえた課題

- 糖価調整制度の持続的な安定のためには、
 - ・ 砂糖需要の拡大を図るとともに、
 - ・ 交付金支出の抑制につながる生産・製造コスト削減努力を関係者で進める必要。
 - ・ また、砂糖供給量に占めるてん菜糖のシェアが高まっていることから、北海道畑作において、その持続性を図るためにも、豆類、加工用ばれいしょなど新たな品目も含め需要のある作物の作付けをより増やしていけないか。

- 特に、需要の拡大については、
 - ・ 令和4年4月からの原料原産地表示制度の本格施行を契機として、輸入加糖調製品から国内で調製される加糖製品へ需要の切り替えを図るには、「国産」の優位性を活かし、ユーザーサイドとも連携して、国内で調製される加糖製品を使用した商品の開発・販売を図る努力を行っていくべきではないか。
 - ・ また、特にアジア諸国における日本の菓子人気を背景に、砂糖の用途のうち約3割を占める菓子について、関係者が連携して国産の砂糖を使用した商品の輸出を促進できないか。
 - ・ 需要の拡大につなげるためにも、砂糖の生産・製造コストを削減し、価格競争力を高める努力を行っていくべきではないか。

(参考1) 加糖調製品の例

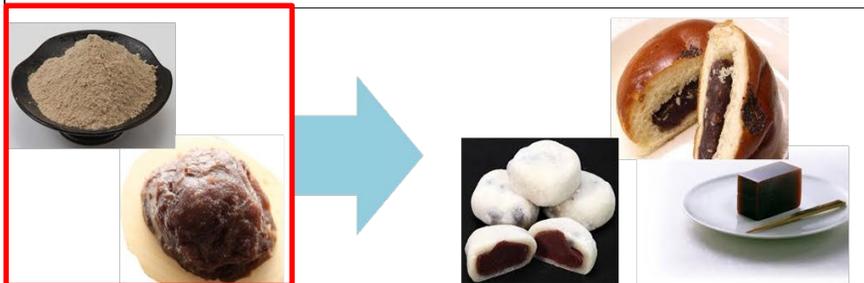
■ ココア調製品

→ 砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等
【使途:菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】



■ 調製した豆

→ 砂糖と小豆の混合物等
【使途:和菓子原料(加糖餡)等】



■ コーヒー調製品

→ 砂糖とコーヒーエキス、インスタントコーヒーの混合物等
【使途:インスタントコーヒー、菓子類・パン原料等】



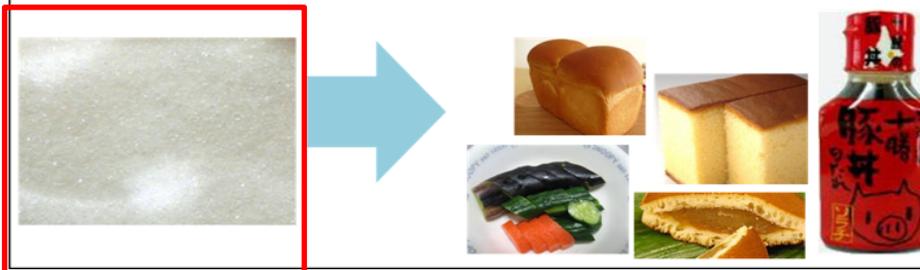
■ 粉乳調製品

→ 砂糖と粉乳の混合物等
【使途:缶飲料、粉ミルク、アイスクリーム原料等】



■ その他の調製品

→ 砂糖とソルビトール(甘味料)の混合物、砂糖と塩の混合物等
【使途:菓子類、パン、漬け物、調味料原料等】
(ソルビトールと砂糖の調製品は砂糖と同様に幅広く使用可能)



が加糖調製品

(参考2) TPP11農林水産物市場アクセス交渉結果（加糖調製品）

○砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、

①世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠を設定。

②チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

○具体的には、品目毎に以下のとおり関税割当を設定。

	枠内税率	枠数量	輸入量(H27-29平均)		輸入量(H30)		輸入量(R1)	
			TPP11	世界	TPP11	世界	TPP11	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(発効前) (11年目) 29.8% → 14.9%	(発効時) (6年目) 5千t → 7.5千t	11.1千t	19.0千t	10.1千t	20.1千t	7.9千t	18.2千t
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(発効前) (11年目) 28% → 16.8%	(発効時) (6年目) 12千t → 18.6千t	40.4千t	79.2千t	41.6千t	83.1千t	34.7千t	78.0千t
砂糖と粉乳等を混ぜたもの (含糖率約8割)	(発効前) (11年目) 29.8% → 17.9%	(発効時) (11年目) 10.5千t → 12.3千t	68.9千t	92.9千t	80.5千t	107.4千t	66.5千t	97.3千t
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4～9割)	(発効前) (1年目) 29.8% → 0%	(発効時) (11年目) 2.7千t → 5千t	0.7千t	5.4千t	0.5千t	4.3千t	1.5千t	3.8千t

※輸入量は財務省「貿易統計」から集計

(参考3) TPP11税率のステージング一覧 (調整金対象加糖調製品6品目)

品名 (税番)	WTO 譲許税率	1年目 (協定発効)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目 以降
		2018 (年度)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029~
ココア粉 (1806.10-110)	29.8%	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%
ココア調製品 (液・粉・粒状、2kg超) (1806.20-121)	28%	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%
粉乳調製品 (ミルク30%未満) (1901.90-219)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
コーヒー調製品 (コーヒーエキス等) (2101.11-110)	24%	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
その他の調製品 (たんぱく質濃縮物等) (2106.10-219)	21%	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%
粉乳調製品 (乳糖、乳たんぱく又は 乳脂肪含有) (2106.90-284)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%